

## 久喜市企業誘致条例施行規則

久喜市企業誘致条例施行規則（平成22年久喜市規則第257号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、久喜市企業誘致条例（令和6年久喜市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付要件等）

第2条 条例第4条第2項の規定による助成金の種類ごとの交付要件及び対象期間は、別表第1のとおりとする。

（指定の申請等）

第3条 条例第5条の規定による指定の申請をしようとする企業は、助成対象企業指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- （1） 法人の登記事項証明書
- （2） 定款又はこれに準ずるもの
- （3） 設置する事業所に係る土地及び建物の所有形態並びに面積等を証する書類
- （4） 事業所の位置図及び配置図
- （5） 既設事業所に係る土地及び建物の所有形態並びに面積等を証する書類  
（事業所を増設又は移設する場合に限る）
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、新設等をする事業所が操業を開始する日とする。

（指定企業の指定等）

第4条 市長は、条例第6条第1項の規定による指定をしたときは、助成対象企業指定通知書（様式第2号）により、前条の申請書を提出した者に通知するも

のとする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する事業は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める産業のうち次に掲げる事業とする。ただし、事業所を特定地域に新設する場合又は増設若しくは移設する場合にあってはこの限りでない。

- (1) 大分類E 製造業
- (2) 大分類G 情報通信業
- (3) 大分類H 運輸業、郵便業
- (4) 大分類L 学術研究、専門・技術サービス業

3 条例第6条第2項に規定する操業の届出は、指定企業操業開始届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、操業を開始した日から3か月以内に市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 操業を開始した事業所における従業員数が確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- (指定事項の変更等の手続)

第5条 条例第7条第1項に規定する指定事項等の変更の申請は、指定事項変更等申請書（様式第4号）に当該指定事項の変更の内容が確認できる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する指定事項の変更等の承認は、指定事項変更等承認通知書（様式第5号）を指定企業に通知することにより行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 条例第8条の規定による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項に規定する交付申請の期間及び当該申請書に添付する書類は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付決定)

第7条 条例第9条に規定する助成金の交付又は不交付の決定は、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）を指定企業に通知することにより行うものとする。

（助成金の交付請求）

第8条 前条の規定による助成金の交付決定通知を受けた指定企業が助成金の交付の請求をしようとするときは、助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（指定及び助成金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、条例第10条の規定により当該指定を取り消すときは、指定企業取消通知書（様式第9号）により、助成金の交付決定を取り消すときは、助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該指定企業に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、条例第11条の規定により助成金の交付を受けた指定企業に対し助成金の返還を求めるときは、助成金返還請求書（様式第11号）により当該指定企業に通知するものとする。

（指定企業の地位の承継）

第11条 条例第12条第2項の規定による指定企業の地位の承継の申請は、指定企業承継承認申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

（1） 指定企業の事業を承継したことが確認できる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

2 条例第12条第3項に規定する指定企業の地位の承継の承認は、指定企業承継承認通知書（様式第13号）を当該承継者に通知することにより行うものとする。

（関係書類の整備）

第12条 指定企業は、助成金に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を助成金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、指定及び助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

助成金の種類	交付要件	助成対象期間
雇用促進助成金	新設等をする事業所において市内に住所を有する者を1年以上継続して雇用していること。	新設等をする事業所の操業開始の日前の3か月間及び操業開始日以後3年間
障がい者雇用促進助成金	新設等をする事業所において市内に住所を有する障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害	新設等をする事業所の操業開始の日前の3か月間及び操業開始日以後3年間

	<p>者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）を1年以上継続して雇用していること。</p>	
<p>太陽光発電設備設置助成金</p>	<p>1 新設等をする事業所に設置する太陽光発電設備が以下の要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 事業所の操業時点で設置していること。</p> <p>(2) 常用の設備であること。</p> <p>(3) 出力が10キロワット以上であること。</p>	<p>新設等をする事業所に太陽光発電設備を設置した日から操業開始の日までの期間</p>

	<p>と。</p> <p>(4) 不動産賃貸業又は居住部分に係る設備でないこと。</p> <p>(5) 未使用品であつて指定企業が自作したものでないこと。</p> <p>2 指定企業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく電力の固定価格買取制度等の認定を取得していないこと。</p>	
--	--	--

別表第2（第6条関係）

助成金の種類	交付申請の期間	申請書に添付する書類
雇用促進助成金	<p>新設等をする事業所における新規雇用従業員が雇用されて1年を経過する日の属する会計年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間</p>	<p>(1) 新規雇用従業員の住民票の写し又は当該新規雇用従業員から徴した市が公簿を確認することについての同意書</p> <p>(2) 新規雇用従業員が指定企業の雇用保険</p>

		<p>に加入していることが確認できるもの</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるもの</p>
障がい者雇用促進助成金	<p>新設等をする事業所における新規雇用従業員であって障がい者である者が雇用されて1年を経過する日の属する会計年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間</p>	<p>(1) 新規雇用従業員であって障がい者である者の住民票の写し又は当該新規雇用従業員から徴した市が公簿を確認することについての同意書</p> <p>(2) 新規雇用従業員であって障がい者である者が指定企業の雇用保険に加入していることが確認できるもの</p> <p>(3) 新規雇用従業員であって障がい者である者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光発電設備設置	<p>新設等をする太陽光発電</p>	<p>(1) 太陽光発電設備</p>

<p>助成金</p>	<p>設備を設置した事業所が          操業した日から当該操業          した日が属する会計年度          の3月31日までの期間</p>	<p>に係る仕様書（省エネ          ルギー性能優良施設に          あっては、当該事項が          確認できる書類）の写          し</p> <p>(2) 太陽光発電設備          の事業所への設置が完          了したことが確認でき          る書類</p> <p>(3) 太陽光発電設備          の事業所への設置に要          した費用が確認できる          書類</p> <p>(4) その他市長が必          要と認める書類</p>
------------	---	---